

# 貴景勝 東京原宿後援会 会則

以下の内容を必ずご確認くださいご入会ください。

## 【第1条】（目的）

本会は、貴景勝関を激励支援し、併せて会員の交流、親睦を図ることを目的とする。

## 【第2条】（名称）

貴景勝 東京原宿後援会を本会と称し、事務局を東京都渋谷区千駄ヶ谷2-1-8 Barbizon8 11階に置く。

## 【第3条】（組織）

本会は、第7条に定める会員をもって組織し、役員会を置く。

- ① 本会は、役員会にてその組織に関わる重要事項及び運営に関わる一切の事項を決するものとする。
- ② 本会の役員会は会長、副会長、理事、事務局長、事務局、会計監査を置くことができる。
- ③ 役員会各役員の員数は以下の通りとする。

会長 1名

副会長 5名以内

理事 100名以内

事務局長 1名

会計監査 3名以内

- ④ 役員の任命は、役員候補者の中から、役員の就任を承諾することを条件として役員会の多数決で決する。  
なお、本会発足時は後援会概要記載の役員が協議の上任命する。
- ⑤ 各役員の任期は、4月1日から3月31日の1年間とし、再任は妨げない。
- ⑥ 本会は、会長の指名で顧問、相談役を委嘱することができる。

## 【第4条】（役員会）

役員会は、毎年1回会長が招集し、会計年度終了後2か月以内に開催する。役員会では、以下の事項を決議することができる。役員会議案の議決は、会長、副会長及び理事の多数決で決するものとする。役員会の定足数は全役員の3分1とし、出席役員の過半数で決議を行う。会計監査は会計年度の会計監査を行い、役員会に監査の報告をする。

- ① 事業報告及び収支決算の承認。
- ② 事業計画及び収支予想の決定。
- ③ 規約の改廃。
- ④ その他会長が必要と認める事項。

## 【第5条】（活動内容）

本会は、本会の目的を遂行するために以下の活動を行う。

- ① 貴景勝関の情報発信。
- ② 貴景勝関の激励会、祝勝会等の催事の開催。
- ③ 各種記念品、グッズの販売やご案内等。
- ④ 地域社会への貢献活動。
- ⑤ 会員への特典配布。

## 【第6条】（入会資格）

本会の入会資格を以下の通りとする。

- ① 本規約に同意した個人及び法人。
- ② 反社会的勢力及び関係者でないこと。

## 【第7条】（会員）

- ① 入会資格を満たし入会を希望する個人、法人は、申込用紙に必要事項を記入し事務局へ届け出る。
- ② 事務局にて必要事項の届け出の内容を確認し、入金確認が取れた翌月1日より会員とする。
- ③ 会員年度は上記②項の入会日から1年間とする。
- ④ 次年度以降は指定口座より自動引き落としにて会費納入を行う。

## 【第8条】（年会費）

本会の入会希望者は、次の会費を納入するものとする。

個人会員	10,000円/1口
法人会員	30,000円/1口
個人特別会員	50,000円/1口
法人特別会員	100,000円/1口

- ① 希望する会員種別の会費を指定口座に振り込みとし、振込手数料は各自負担とする。

## 【第9条】（会費の取り扱い）

年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日迄の期間に入金のあったものを、その期の年度収入として取り扱う。

## 【第10条】（退会）

本会からの退会は、退会届および会費の未納により退会と認められ、届けがない場合は自動的に更新とする。

- ① 既納の会費は、理由の如何を問わず返金しない。
- ② 会員が本規約に違反したり、本会の会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合は、役員会の決議を経て入会を拒否し退会させることができる。

### **【第11条】（会計）**

本会の会計は、以下の通り管理運営する。

- ① 本会は会費及び寄付金をもって運営する。
- ② 本会に収められた会費及び寄付金は本会の運営、行事に関する経費、事務局の維持管理等の経費に充てるものとする。
- ③ 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

### **【第12条】（細則）**

本会則の定めのない事項は、役員会の審議を経て会長が別に定める。

付 則 本会は、令和元年5月1日に発足し、本規約は同日より施行する。

令和元年5月1日